平成２１年（フ）第９８０号
熊本市日吉２丁目９番７号
債務者　上野　美和
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０１７号
熊本市若葉３丁目15番16号―203号
債務者　松本登美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０２３号
熊本県宇城市小川町河江77番地５
債務者　小橋裕次郎
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０５８号
熊本市錦ヶ丘７番８―302号
債務者　長野　千帆（旧姓入田）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０７８号
熊本市錦ケ丘21番27―103号
債務者　倉岡　照男（旧姓関）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２５号
熊本市楠６丁目４番118号　モンパルワ楠Ｄ棟101号
債務者　延足　順也
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１２６号
熊本市楠６丁目４番118号　モンパルワ楠Ｄ棟101号
債務者　延足恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１５８号
熊本市龍田町弓削1068番地１　龍田ロイヤルハイツ108号室
債務者　田上　美喜
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１２５６号
千葉県市原市島野1486番地１　秀英ハイツ204
債務者　佐藤　信光
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５７号
千葉県市原市島野1486番地１　秀英ハイツ204
債務者　佐藤　朝美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３５号
千葉県市原市ちはら台南５丁目１番地２　Ｂ―805
債務者　横沢　　舞
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６２号
千葉県八千代市村上2135番地７　サンライフ91・101号
債務者　石川　　巌
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３６３号
千葉県八千代市村上2135番地７　サンライフ91・101号
債務者　石川　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４０６号
千葉県市原市藤井１丁目14番地
債務者　永野　真樹
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４２７号
千葉県市川市二俣２丁目２番15号
債務者　伊瀬　玲奈
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２９８号
神奈川県横須賀市大矢部３丁目29番４号
債務者　金子　裕美（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３００号
神奈川県横須賀市馬堀海岸１丁目16番１号
債務者　木村　穂高
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部